

ひたちなか市教育委員会会議録

令和2年 第5回 ひたちなか市教育委員会 3月臨時会 会議録					
令和2年3月26日		開会 午後3時30分		閉会 午後5時10分	
○場 所	市役所本庁舎 第3会議室				
○出席委員	教育長 野沢 恵子	委 員 石田 厚子	委 員 西野 信弘	委 員 白石 愛子	委 員 石川 拓也
○欠席委員					
○会議に出席した構成員	補 職 名	氏 名		出・欠	
	教育次長	福地 佳子		出席	
	参事兼総務課長	井上 亨		出席	
	参事（教育担当）	大内 保広		出席	
	参事兼指導課長	檜村 嘉通		出席	
	施設整備課長	澤島 恵一		出席	
	学務課長	小澤 功		出席	
	学務課副参事兼保健給食室長	根本 光恵		出席	
	参事兼青少年課長	岩崎 龍士		出席	
	中央図書館長	笹沼 義孝		出席	
○事務局員	総務課係長	狩谷 智則		出席	
	総務課主事	嶋田 ゆりか		欠席	
1 議案審議等	議案第7号	ひたちなか市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について【公開】			
	議案第8号	ひたちなか市教育委員会事務決裁規定の一部を改正する訓令制定について【公開】			
	議案第9号	ひたちなか市教育委員会の所管に属する職員のサービスの宣誓に関する規則の一部を改正する規則制定について【公開】			
	議案第10号	ひたちなか市教育研究所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について【公開】			
	議案第11号	ひたちなか市学校介助員設置要綱の一部を改正する訓令制定について【公開】			
	議案第12号	ひたちなか市教育委員会事務局処務規定の一部を改正する訓令制定について【公開】			
	議案第13号	ひたちなか市奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則制定について【公開】			
	議案第14号	労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の公務災害等に伴う休業補償の支給に関する規則制定について【公開】			
	議案第15号	ひたちなか市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱及びひたちなか市子ども読書活動推進会議設置要綱の一部を改正する告示制定について			
	議案第16号	ひたちなか市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則制定について【公開】			
	議案第17号	ひたちなか市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針に関する規則の制定について			
	議案第18号	ひたちなか市立学校の学校給食非常勤調理員等就業規程等を廃止する訓令制定について【公開】			
	議案第19号	ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について【公開】			
	議案第20号	ひたちなか市文化財調査専門委員の委嘱について【公開】			
	議案第21号	ひたちなか市立学校の学校医等の委嘱について【公開】			
報告第2号	ひたちなか市美乃浜学園整備基本計画について【公開】				

令和2年第5回ひたちなか市
教育委員会3月臨時会会議録

開会 15:30

教育長 (あいさつ、開会の宣言)

議案第7号 ひたちなか市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について

議案第8号 ひたちなか市教育委員会事務決裁規定の一部を改正する訓令制定について

* 関連する項目なので一括協議。

学務課長 中身は学務課と青少年課にまたがっておりますが、全体の部分を私の方から説明をさせていただきます。資料1ページのひたちなか市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定でございます。この事務局組織規則というものですが、教育委員会の組織及び規則並びに分掌事務を明確にするために定めているものでございます。資料2ページの改正理由を読ませていただきます。令和2年度の組織改編により、私立幼稚園に関する事務を福祉部幼児保育課に移管することから、学務課の分掌事務について所要の改正を行おうとするものです。また、青少年課の所管事業の変更に伴い、放課後子ども教室に関することを追加するほか、所要の改正を行おうとするものです。中身の説明に入ります。5ページの新旧対照表をご覧ください。左が現在のもの右が新しく改正を行うものです。上半分が学務課の内容になっております。10番に幼稚園就園奨励に関すること、これは私立幼稚園に就園する保護者への補助といった事業をこれまでやってきましたが、幼児保育課に移りますのでこの部分を削ります。また、3番の、下線を引いた箇所の幼児の就園、入園、転園及び退園というところですが、事務が追加されたわけではなくて今まできちんと分掌事務として文言に出していなかったため学齢児童と同じように分掌事務に載せたものでございます。続いて議案第8号のひたちなか市教育委員会事務決裁規定の一部を改正する訓令制定についてでございます。こちらの事務決裁規定でございますが、先ほどの事務局組織規則で事務を定めておりますが、これに基づいて教育長の権限に属する事務の決裁及び事務処理の権限の所在を明確にするために定めているものでございます。7ページの改正理由を読ませていただきます。令和2年度の組織改編により、私立幼稚園に関する事務を福祉部幼児保育課に移管することから、教育次長及び課長の専決事項を定める別表第2中の規定について所要の改正を行おうとするものです。また、青少年課の事務分掌改正に伴い、所要の改正を行おうとするものです。10ページの新旧対照表をお開き下さい。上半分が学務課の専決事項となっております。先ほどと同じように左側の4番幼稚園就園奨励に関する事項を削って以降の順番を繰り上げます。学務課部分の説明は

以上です。

青少年課長 議案第7号については7ページ、議案第8号については10ページです。7ページの新旧対照表の下半分をご覧ください。これまで規定していなかった放課後子ども教室を規定しています。また、新たに地域学校協働活動を規定しています。他は内容の整理をしております。9番の地域学校協働活動についてご説明させていただきます。資料をご覧ください。文科省のホームページで公表しているものでございます。地域と学校の協働体制の構築に向けた法改正の概要といたしまして、平成29年3月に改正され同年4月に施行されたものですが「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を改正し、各教育委員会に保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会の設置を努力義務化されました。また、地域と学校が連携・協働して、幅広い地域住民や保護者などの参画により地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、社会教育法を改正し、同活動に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定を整備されたものでございます。地域で支える学校運営を仕組み化しようというものでこの仕組み化により社会総掛かりでの教育を実現するという施策でございます。地域と学校協働体制のイメージ図がございます。学校がオレンジの枠になっておりますが学校に学校運営協議会というものを設置いたします。委員としては保護者・地域学校協働活動推進員・地域住民などで構成される議会ということになります。その右側緑の枠で地域とあります。これは支援体制となります。支援体制の下に青でPTA、保護者、様々な団体が学校の支援をするということになります。学校と地域をどういう形で支援するかという活動の内容が地域学校協働活動となります。地域人材育成・郷土学習・協働防災訓練などの協働活動、放課後等の学習活動、体験活動といった活動で地域全体で学校を支えていこうというような図になっております。右側の枠に教育委員会の役割が書いてございますが地域住民等と学校との連携協力体制の整備、普及啓発活動等の措置を講じ、地域学校協働活動推進員を委嘱できるということでございます。教育委員会の取り組みの担当部署が青少年課となります。そのために今回事務分掌の中に地域学校協働活動を規定するというところでございます。また、地域学校協働活動推進につきましては来年度も青少年課の予算で地域学校協働活動推進員を1名配置することになっており地域学校協働活動について他市の事例等を調査・検討し令和3年度の制度導入に向けて取り組んでまいります。

続いて議案第8号ですが、10ページをご覧ください。青少年課の箇所では様々な取り組みに対応できるように改正してございます。また文言の整理ということで青少年の指導及び非行化防止と現在書いてございますが、今後は青少年の相談事業といたします。

【質疑・意見など】

なし

- * 議案第7号 ひたちなか市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について、議案第8号 ひたちなか市教育委員会事務決裁規定の一部を改正する訓令制定についての2件は、全員一致で承認されました。

議案第9号 ひたちなか市教育委員会の所管に属する職員のサービスの宣誓に関する規則の一部を改正する規則制定について

総務課長 議案第9号について私の方から説明させていただきます。資料12ページの改正理由をご覧ください。令和2年市議会3月定例会において、ひたちなか市職員のサービスの宣誓に関する条例が改正され、令和2年4月1日から任用を開始する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、条例の規定にかかわらず任命権者が別段の定めをすることができるものとされました。会計年度任用職員でございますが、非常勤特別職のいわゆる嘱託職員と言われていた方々でございます。これまで正職員の補助的な業務を行ってきた方々でございますが地方公務員法の改正がございまして給与や休暇など処遇の改善を行う一方で、常勤職員と同じように服務規律の適用がされることとなりました。このために会計年度任用職員についても常勤職員と同じようにサービスの宣誓をしていただくという趣旨でございます。どのようにやっていくのか、多数おりますし、色々な任務がありますので、①宣誓書の署名ですが、常勤の職員は、新たに職員となった場合教育長の面前で署名となるのですが、会計年度任用職員の場合は次に所属長の面前で宣誓書に署名することを認めるものでございます。②再度の任用時のサービスの宣誓です。会計年度任用職員については任期が一年です。しかし、職務の適性等をはかってさらに任用することは可能です。ただ、再び任用をするたびに毎回宣誓するのは不合理だということで、先に宣誓したものをもって以後宣誓をしたものとみなすことができるように規則を改正するというものでございます。資料15ページに新旧対照表がございます。第4条の会計年度任用職員のサービスの宣誓ということで先ほどの内容でございますが、会計年度任用職員も教育委員会に所管するものでございますのでひたちなか市の会計年度任用職員のサービスの宣誓に関する規則の規定を準用するというところでございます。今日お配りした議案第9号関係と記載のある資料をご覧ください。ひたちなか市会計年度任用職員のサービスの宣誓に関する規則でございます。こちらを準用いたします。さらに、新旧対照表に戻りまして、後段にございますように、所属長とあるものについて、市立の学校については校長、市立の幼稚園については園長ということで読み替え規定がございます。このように会計年度任用職員もサービスに関する宣誓をする必要がございますのでその内容を規定したものでございまして規則に

については令和2年4月1日から施行いたします。説明は以上です、ご審議のほどよろしく願いいたします。

【質疑・意見など】

なし

- * 議案第9号 ひたちなか市教育委員会の所管に属する職員のサービスの宣誓に関する規則の一部を改正する規則制定については、全員一致で承認されました。

議案第10号 ひたちなか市教育研究所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について

指導課長 それでは、(4)、議案第10号、「ひたちなか市教育研究所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定」について、説明いたします。

資料は16～21ページをご覧ください。改正の趣旨でございますが、教育研究所に配置する非常勤の嘱託である視聴覚指導員、教育相談員及び研究推進員は、令和2年4月1日から会計年度任用職員に身分が変更され、一般職の非常勤職員となることから、任用方法や任期に関する規定について不要となる条項を削るなどの改正を行おうとするものです。併せて、視聴覚指導員の名称を「情報教育アドバイザー」に改めるとともに、教育研究所に配置する会計年度任用職員が処理する事務を整理しようとするものです。この視聴覚指導員の名称の変更につきましては、市教育研究所に、平成元年度「視聴覚指導員」という名称で配置されました。現在「視聴覚」という名称は学校教育においてあまり使われておらず、一般的には「情報」、「ICT」などの言葉に置き換えられている現状でございます。実際の業務内容も、情報教育に関することとなっておりますことから、名称を改めるものでございます。

さて、規則の改正につきましては、20、21ページに新旧対照表がございますので、そちらをご覧ください。第5条の視聴覚指導員、第6条の教育相談員、第7条の研究推進員の事務の内容を、改めてご覧の表のように整理し、これを第5条といたしました。また、それに伴い、これまでの第6条と第7条は削除し、第8条と第9条をそれぞれ第6条、第7条と改めることとしました。以上、提案いたします。ご協議の程、よろしく願いいたします。

【質疑・意見など】

なし

- * 議案第10号 ひたちなか市教育研究所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定については、全員一致で承認されました。

議案第11号 ひたちなか市学校介助員設置要綱の一部を改正する訓令制定について

指導課長 それでは、(5)、議案第11号、「ひたちなか市学校介助員設置要綱の一部を改正する訓令制定」について、説明いたします。

資料は22～26ページをご覧ください。改正の趣旨でございますが、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が開始されますことに伴い、これまで嘱託職員として任用してまいりました「学校介助員」の身分が会計年度任用職員となることから、学校介助員の任用及び就業については、ひたちなか市嘱託職員任用管理規定の例によることとする規定を削除しようとするものです。

さて、規則の改正につきましては、26ページに新旧対照表がございますので、そちらをご覧ください。第5条の「任用及び就業に関する事項」を削除し、第6条を第5条と改めることとしました。以上、提案いたします。ご協議の程、よろしく願いいたします。

【質疑・意見など】

なし

- * 議案第11号 ひたちなか市学校介助員設置要綱の一部を改正する訓令制定については、全員一致で承認されました。

議案第12号 ひたちなか市教育委員会事務局処務規定の一部を改正する訓令制定について

総務課長 資料は27から31ページと、先ほどお配りした議案第12号関係と記載のあるものでございます。議案第12号ひたちなか市教育委員会事務局処務規定の一部を改正する訓令制定について、でございます。資料28ページをご覧ください。改正理由がでございます。会計年度任用職員についての規定でございます。会計年度任用職員は一般職の非常勤であるという位置づけです。地方公務員法の服務が適用されると先ほどもご説明したところでございますが職務の遂行にあたっては常勤職員に準じて適用すべきその他の服務についての別に定める必要があるということでございます。このため、教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の服務については市長部局で新たに制定するひたちなか市会計年度任用職員服務規程を準用するというところでございませ

て、その準用する内容が参考で資料につけた議案第12号関係のひたちなか市会計年度任用職員の服務規程ということになります。31ページに新旧対照表がございまして、右側の新しい方をご覧いただき第14条に第2項を追加いたします。会計年度任用職員の服務は、ひたちなか市会計年度任用職員服務規程を準用するというので、こちらも令和2年4月1日からの施行になります。参考の方でひたちなか市の会計年度任用職員の服務規程について触れたいと思います。第1～2条の趣旨と準用については省きますが、第3条の出退勤については、私達はカードでの管理ですが、会計年度任用職員はカードがないために出勤簿に記録しなければならないということ、第4条は休職したり退職したり引き続き任用されなくなったときは事務の引継ぎを所属長の指示に従って行うこと、第5条は営利企業等の従事許可等の手続、また第6条は団体等兼職等の手続ということでございます。いずれも会計年度任用職員はフルタイムとパートタイムございまして基本的にはパートタイムになるのですが、そういったものに対してそれぞれ例えば営利企業に従事する場合の手続き、国家公務員や他の地方公共団体の役職員を兼務する場合も手続きが必要ですし、いずれも兼職を離れた場合、営利企業に従事から離れた場合は、速やかに届を出さなければならないと規定されています。第7条は非常時の対応ということで会計年度任用職員は庁舎またはその付近に火災またはその他非常災害事態が発生した場合であって所属長の命令があった場合には、時間外であっても至急登庁し、上司の指揮を受けて事態の收拾に当たらなければならないとなっております。こういった内容について準用するとなっておりますので、その旨を規定したものが今回の改正でございます。

【質疑・意見など】

なし

- * 議案第12号 ひたちなか市教育委員会事務局処務規定の一部を改正する訓令制定については、全員一致で承認されました。

議案第13号 ひたちなか市奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則制定について

総務課長 議案第13号については資料32ページから38ページでございます。資料33ページの改正理由をご覧ください。民法改正がございましてそれに伴いまして債権者(市)と主債務者(貸与を受ける本人)でございますけれども、その間で別段の合意がある場合を除いて督促や催告など債権者の連帯保証人に対する履行の請求を行っても主債務者に対してその効力が生じないということが民法改正で規定されることとなります。

どういふことがあるかという、主債務者が所在不明になった場合に、連帯保証人としか連絡がとれないので連帯保証人に督促や催告をしても時効の完成猶予に影響しない場合に、時効が迫ってきてしまうため、それを止めるために事前に別段の合意をしていただくというのが今回の趣旨でございます。本市奨学金貸与事業において、連帯保証人に対する債務の履行の請求を主債務者に対してその効力を生じさせるために債権者と主債務者の合意について規定するなどの所要の改正を行うというものです。新旧対照表が38ページにございます。合意のためにどういったことをするのかということでございますが、貸与をする際に現在も誓約書を書いていただいております。現在は貸与を受けることになりました、というだけで貸与額などが書いてありません。今後は借用するという内容や奨学金と入学準備金の何を借りるかということを明確にするとともに、借用金額や奨学金の場合には月額と貸与を受ける時期等も明確に記入するということが重要になってまいります。民法改正のなかにもいろいろとあり、例えば公営住宅の場合には連帯保証人になると何ヵ月分という家賃がたまると何百万円といったこととなりますので上限額を定めるということがあります。奨学金の場合は最大4年間、月額は最大4万円となり、上限額は定めなくてもよいのですが金額は明確になっていないと後で債権の保全をしていくために連帯保証人等への請求ができないということにもなりますのでそこを明確にしております。先ほどの合意の部分は下の方にアンダーラインがひいてある箇所がありますが、「また、上記の奨学資金に係る連帯保証人に対する履行の請求は、奨学生本人に対しても、その効力を生ずるものとするに同意します。」ということを明記し、本人が未成年者の場合は、法定代理人が署名捺印するということがも様式に入れております。民法改正に伴って債権保全を行っていくことが重要ですので、それに係る内容としてこの誓約書を改定するということがございます。なお、そのほか注意書きについても改正させていただきました。説明は以上です。

【質疑・意見など】

なし

- * 議案第13号 ひとちなか市奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則制定については、全員一致で承認されました。

議案第14号 労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の公務災害等に伴う休業補償等の支給に関する規則制定について

総務課長 資料は39ページから46ページになります。労働者災害補償保険法の適用を受け

る職員の公務災害等に伴う休業補償等の支給に関する規則制定でございます。40ページに制定理由がございます。労働者災害補償保険法いわゆる労災における業務上の災害及び通勤災害に係る給与保障があるのですが、それには待機期間があり、3日間は労災がおりません。このことから労災に対応する職員、例えば小学校の調理員、校務員、幼稚園の介助員等が対象になりますが、この職員と市町村非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の適用を受ける非常勤職員、例えば市民課の窓口の非常勤職員等は非常勤の公務災害補償の適用を受けられて、こちらは初日から受けられるということで労災の方の3日間の待機期間が不利益になってしまうということで、規則を制定しまして労災の適用を受ける非常勤職員の3日間のもらえない分を休業補償と休業援護金で補っていくということで非常勤職員間の均衡化が目的です。内容は42、43ページです。趣旨については休業補償と休業援護金を制定するというところでございます。定義が公務災害や通勤災害、給付の規則がある日額については法律に基づいて定義するというところでございます。第3条は、休業補償は請求に基づいて教育委員会が実施するという内容です。第4条は休業補償がございます。休業補償は1～3日目の期間について給付基礎日額の100分の60に相当する額を支給するということになっています。休業援護金は第5条ですが、こちらは100分の20ということで、合せて100分の80を補償等するということになります。第6条については請求の手続きでございまして、第7条は支給の決定の内容が規定しております。第8条は休業補償の支給の制定ということで、職員が故意に事故を起こしたような場合には教育委員会は休業補償を行わないということが第1項、第2項は犯罪行為や重大な過失があった場合は補償を受けるというようなその回復を妨げたときには補償の一部または全部を行わないことができる規定、第9条は休業補償等の支給の原因が、第三者行為であった場合について規定されていて休業補償が職員に払った場合には、給付した金額を加害者に損害賠償を請求できると規定されています。第2項は職員が第三者から損害賠償を受けた場合はその金額は差し引くということが規定されています。付則としましてこの規則は令和2年4月1日から施行し、同日以後に生じた公務災害または通勤災害に係る休業補償等の支給について適用いたします。説明は以上です。

【質疑・意見など】

なし

- * 議案第14号 労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の公務災害等に伴う休業補償等の支給に関する規則制定については、全員一致で承認されました。

議案第15号 ひたちなか市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱及びひたちなか市子ども読書活

動推進会議設置要綱の一部を改正する告示制定について

総務課長 資料46ページから51ページになります。改正理由は、令和2年度の組織改編により福祉部福祉事務所児童福祉課が、子ども政策課及び幼児保育課に再編されることに伴い、課の名前を変更するという内容でございます。50、51ページに新旧対照表がございます。50ページがいじめ問題対策連絡協議会設置要綱のものになります。第4条第10号の福祉部福祉事務所児童福祉課に属する者から福祉部福祉事務所子ども政策課に変更になります。児童福祉課の中に要保護児童対策連絡協議会で虐待防止をつかさどっているセクションが児童福祉課の中にあるのですが、そのセクションは子ども政策課に引き継ぎますので、子ども政策課に属する職務となります。次に51ページの子ども読書活動推進会議設置要綱ですが別表の改正になります。推進会議委員とありますが、旧では福祉部福祉事務所児童福祉課長から福祉部福祉事務所幼児保育課長となります。こちらは保育所や私立幼稚園の事務をつかさどる課でして子どもの読書の関係もこちらは幼児保育課長となります。別表第2につきましても同様に福祉部福祉事務所児童福祉課から福祉部福祉事務所幼児保育課となります。説明は以上です。

【質疑・意見など】

なし

- * 議案第15号 ひたちなか市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱及びひたちなか市子ども読書活動推進会議設置要綱の一部を改正する告示制定については、全員一致で承認されました。

議案第16号 ひたちなか市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則制定について

青少年課長 資料53ページの改正理由をご覧ください。放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準省令」と言います）が改正され、放課後児童支援員認定資格研修を中核市の長も実施できることとなります。これまでは、児童支援の認定資格研修につきましては県知事及び指定都市の長が行っていましたが、こちらに加えて中核市の長も実施できることとなりました。こちらに従いまして本市でも基準省令と同様の改正を行おうとするものです。56ページの新旧対照表をご覧ください。第7条第3項に「若しくは同法第252条の2第1項の中核市」といった文言を追加いたします。

【質疑・意見など】

なし

- * 議案第16号 ひたちなか市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則制定については、全員一致で承認されました。

議案第17号 ひたちなか市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針に関する規則の制定について

教育担当参事 資料58ページをご覧ください。ひたちなか市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針に関する規則の制定についてご説明いたします。制定理由は59ページをご覧ください。昨年4月1日から働き方改革関連法が施行されました。それを受けまして、資料に記載されているとおり公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の指針に基づき教育職員の業務量の適切な管理並びに教育職員の健康及び福祉の確保を行うために在校等時間の上限に関する指針を定めるものでございます。具体的な上限時間は資料にあるとおり①一か月の時間外在校等時間については45時間以内②一年間の時間外在校等時間については360時間以内となっております。これは国の基準に基づいております。資料中の※にあるとおり教育職員の場合には児童生徒に係る臨時的な特別な事情がありますので、このような業務を行わざるを得ない場合には、一か月の時間外在校等時間は100時間未満、一年間の時間外在校等時間は720時間以内（連続する複数月の平均時間外在校等時間は80時間以内、かつ、時間外在校等時間は45時間超の月は年間6か月まで）となっております。その下の図解は、例として掲載しております。所定の勤務時間以外、図では8時間勤務となっておりますが実際は7時間45分勤務です。それ以外の21時までを時間外在校等勤務時間としています。休憩時間や自己研鑽の時間は省いております。続いて資料61ページをご覧ください。具体的な規則が書いてございます。趣旨が第1条、用語の定義が第2条です。第3条は先ほど説明した1ヵ月で45時間、1年で360時間といった具体的な時間について書いてあります。62ページが先ほど説明いたしました教育職員の場合に最大1ヵ月100時間未満、1年については720時間等といった時間が載っております。

【質疑・意見など】

石田委員 規則が決まる前は、残業時間が45時間を超えている方はどのくらいいたのですか。
教育担当参事 45時間を超えた方の数のデータはないのですが、昨年度の10月に残業が80時

間を超えた小中学校の教職員は39.4パーセント、今年度の10月は24.9パーセントと、意識改革や業務削減によって15パーセントほど減っているというデータがございます。今年度の2月、冬場は職員が早く帰ることが多いため、12パーセントでした。

西野委員 先生は残業をしたら残業代が出るような仕組みにはなっていないのですか。

教育担当参事 教職員の場合は4パーセントの教職員調整手当がついているため残業代が出ないことになっております。ただ、土日に部活動を行う場合には、教員特殊業務手当が支給されます。

西野委員 図解では自己研鑽は21時半から23時まで行うことになっていますね。

学務課係長 数字は便宜的に入れたものでございますので、実際にその時間に行うということではありません。

教育次長 自己研鑽は時間外在校等時間に入らないことを示すための図解でございます。

- * 議案第17号 ひたちなか市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針に関する規則の制定については、全員一致で承認されました。

議案第18号 ひたちなか市立学校の学校給食非常勤調理員等就業規程等を廃止する訓令制定について

保健給食室長 資料は63ページから66ページをご覧ください。ひたちなか市立学校の学校給食非常勤調理員等就業規程等を廃止する訓令制定についてご説明させていただきます。64ページの廃止理由をご覧ください。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度に移行することから、現在任用している学校給食非常勤調理員、学校給食非常勤配膳員及び学校校務員の身分も、同様に移行することとなります。これに伴い、学校給食非常勤調理員等を含めた技能労務職の非常勤職員の任用等に関し必要な規定を定めた「ひたちなか市会計年度任用職員の就業規則（仮称）」が令和2年4月1日から施行されることから、（1）ひたちなか市立学校の学校給食非常勤調理員等就業規程（2）学校校務員任用管理要綱（3）ひたちなか市共同調理場の学校給食非常勤調理員等就業規程について廃止しようとするものです。

【質疑・意見など】

なし

- * 議案第18号 ひたちなか市立学校の学校給食非常勤調理員等就業規程等を廃止する訓令制

定については、全員一致で承認されました。

議案第19号 ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について

共同調理場長 議案第19号「ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について」説明させていただきます。資料は67ページから71ページまででございます。まず、本日閉会しました「ひたちなか市議会3月定例会」におきまして「ひたちなか市立学校設置条例の一部を改正する条例(案)」が可決され、令和元年度末に那珂湊第二幼稚園を含む5つの幼稚園を廃園とし、令和2年度末に磯崎幼稚園を廃園とすることとなりました。これを受けまして、「ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則」を制定し、ひたちなか市立学校給食センター並びに那珂湊第三小学校共同調理場で給食を調理し配送している幼稚園のうち、令和元年度末に廃園となる那珂湊第二幼稚園、令和2年度末に廃園となる磯崎幼稚園を削除しようとするものです。資料71ページの新旧対照表をご覧ください。第2条第1項第1号のカ「磯崎幼稚園」を削り、第2号中のオ「那珂湊第二幼稚園」を削ります。また、カの「那珂湊第三幼稚園」を繰上げてオといたします。続きまして、資料69ページの一番下の「付則」をご覧ください。「この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第1号の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。」とあります。この「第2条第1項第1号」に規定されているのが「磯崎幼稚園」でございます。従いまして、令和元年度末をもって那珂湊第二幼稚園を削除し、令和2年度末をもって磯崎幼稚園を削除するという内容でございます。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【質疑・意見など】

なし

- * 議案第19号 ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定については、全員一致で承認されました。

議案第20号 ひたちなか市文化財調査専門委員の委嘱について

総務課長 ひたちなか市文化財調査専門委員の委嘱についてご説明させていただきます。ひたちなか市文化財調査専門委員設置規則第3条の規定に基づき委嘱することになります。

資料74ページに規則が載っています。文化財調査専門委員ですが、ひたちなか市内における文化財の保護、保存を図り、文化財の調査を円滑に推進するために設置しております。第2条に職務が載っていますが、考古、歴史、民俗、動植物等の文化財調査における一の調査の専門的業務を総括し、調査員等を指揮して調査に当たる、ということが職務でございます。第3条ですが、教育委員会が委嘱することとなっております。任期は1年ですので、毎年同時期にご提案しているものでございます。73ページに戻りまして別紙に令和2年4月1日から令和3年3月31日までの文化財調査専門委員さんが載っております。全員再任でございます。川崎純徳さんが考古学、横堀誠さんが植物、谷津隆夫さんが刀剣類、平野伸生さんが文化財全般となっております。説明は以上になります。

【質疑・意見など】

なし

- * 議案第20号 ひたちなか市文化財調査専門委員の委嘱については、全員一致で承認されました。

議案第21号 ひたちなか市立学校の学校医等の委嘱について

保健給食室長 資料は75ページから77ページになります。ひたちなか市立学校の学校医等の委嘱について説明いたします。今年度末をもちまして学校医4名、学校歯科医師2名、学校薬剤師3名が退任されますので76ページに記載がある通り9名を委嘱するものでございます。こちらの表の備考欄に新任か継続か書いてありますが新任でお願いする先生方が7名、東石川幼稚園の学校医早川清一郎先生は今まで市毛幼稚園の学校医でしたが、東石川幼稚園の学校医の退任と市毛幼稚園の閉園に伴い早川先生に担当していただくことになりました。勝田第一中学校の学校薬剤師西道優太先生に関しては勝倉幼稚園を担当いただいておりますが、閉園に伴い勝田第一中学校を担当いただくこととなりました。

【質疑・意見など】

なし

- * 議案第21号 ひたちなか市立学校の学校医等の委嘱については、全員一致で承認されました。

報告第2号 ひたちなか市立美乃浜学園整備基本計画について

教育次長 事前にご提出しております「ひたちなか市立美乃浜学園整備基本計画」をご用意いただきしたいと思います。

美乃浜学園に関しましては、平成30年11月の定例教育委員会におきまして「統合校基本構想」についてお諮りしたところです。この「基本構想」を踏まえ、本年度さらに詳細な検討を進めているところですが、この度昨年12月に学校名が正式に決定したことを受け、現時点での基本方針を「美乃浜学園整備基本計画」としてとりまとめましたので、ご報告させていただきます。

まず表紙をお開きください。目次にごございますように、この基本計画は、1の「この地区における児童・生徒数などの推移」から、めくっていただきまして、7の「美乃浜学園の開校に向けて」まで、ご覧のとおり7項目立てで構成しております。昨年度策定しました「統合校基本構想」等を再掲した部分もございますので、今回位置付けた内容などを中心に概要をご説明いたします。

まず、1ページと2ページは、現在までの、この地区の児童・生徒数等の推移の実数を記載したものでございますので、後程ご確認ください。3ページをご覧ください。令和2年度以降の児童生徒数の見込みを記載しております。今後も児童生徒数の減少傾向は続くことが予想されますが、クラス替えが可能な1学年2学級の学校規模は維持していくことができる見通しです。令和3年度の児童生徒数は、522人と推計しておりまして、開校時の学校規模は、500人を超える程度になると見込んでいます。

次のページをお開きください。4ページには「美乃浜学園の概要」、そして5ページには「学校名の由来」を記載しております。こちらは、これまでにご説明してまいりました内容を改めて記載したものでございますので、後程ご確認をお願いいたします。

次のページをお開きください。「美乃浜学園の教育活動等」でございます。ご承知の通り、義務教育学校においても学習指導要領に基づいた9年間の学習の内容は他の小・中学校と変わりませんが、「6-3制」の学習内容を踏まえた「4-3-2制」の学年段階の区切りによる系統的な教育課程の編成や、6年生までの「前期課程」に一部教科担任制を導入するなど、義務教育学校の特色を活かした教育を実践してまいります。

(3)「学校の日課」につきましては、美乃浜学園においては、湊線を主要な通学手段として活用することとしておりますことから、湊線のダイヤを考慮した日課を作成します。日課表の現時点の案を掲載しております。表の左側が前期課程、右が後期課程の日課です。湊線の上りと下りで子ども達の登校に時間差はございますが、8時20分までには全員登校が完了する予定です。授業時間は、前期課程は45分、後期課程は50分でございますが、1時間目、3時間目、そして5時間目の開始時間を合わせ、休み

時間などで調整することで、後期課程と前期課程の間で、教員が互いに行き来できるようにしていきたいと考えております。

次に、7ページの、(5) 学校行事でございますが、①の節目の式典的な行事のうち、小学校の卒業式にあたる時期については「前期課程修了式」を6年生の終了時に実施します。また中学校の入学式にあたる「後期課程開始式」につきましては、開校時は新7年生が各小学校で卒業式を実施していることから令和3年度のみ実施し、令和4年度以降は通常の始業式としていく予定です。②の運動会や文化祭については、秋頃に、全校一斉に実施する方向で調整しています。③の遠足や宿泊学習、修学旅行等については、令和3年度は表のとおり実施する方向で調整しています。前期課程は9月～10月、後期課程は6月に実施する予定です。令和4年度以降は新校長が決定していくこととなります。

次に(6)の①、中学校にあたる後期課程の部活動につきましては、一部を除き、基本的には、平磯中と阿字ヶ浦中の現在の部活動を継承する予定です。具体的には次の8ページに、表でお示ししております。開校時はこのような部活動でスタートいたします。次に、②小学生にあたる前期課程の活動でございますが、統合校においては、義務教育学校の特性を活かして、一部前期課程の児童が後期課程の部活動に参加することも想定しています。今後児童の発達段階や体力の状況、安全性等を配慮しながらさらに検討してまいります。また、(7)として、「統合となる各校の特色ある取組の継承」という項目を設けています。各校で実践されている地域に根差した様々な特色ある取組を、生活科や総合学習など学習時間内において実施していくことなどによって、新校に継承してまいります。

続いて、9ページ、美乃浜学園の学校施設等についてでございますが、下の平面図に、緑色の吹き出しで、学校の建築物や周辺道路の拡幅、湊線の新駅整備など、主要な事業の整備概要や整備時期を記載しております。工事等のスケジュールにつきましては、令和3年度の開校に向けて、現在のところ、予定通り進捗しているところでございます。次の10ページから11ページは、学校施設の主な特色でございます。義務教育学校の教育成果が十分に得られるよう配慮しながら、児童生徒が、安全・安心な学校生活を送ることができるよう、①から⑧まで、こちらに記載してございますような、特色を持った学校施設として設計しており、既に工事の方は着々と進んでおります。内容につきましては、これまで、ご説明してまいりましたものを改めてまとめたものでございますので説明は省略いたしますが、巻末には、A3サイズの折り込み資料としまして、学校施設の平面図も添付しておりますので、合わせて後程ご確認ください。

続きまして、12ページから、美乃浜学園の通学関係についてまとめております。(1)は基本構想を踏襲した通学の基本方針でございます。自宅から学校までの距離が前期課程では1.5km、後期課程では2kmを下回る場合は原則徒歩とし、それ以外は既存

駅から湊線を利用することを基本とします。①にありますように、統合校への湊線の利用は、教育政策による新たな通学方法となりますことから、湊線通学に係る費用は、原則として市が負担することとします。利用者には利用区間の定期券を交付する現物給付とし、代金は市が海浜鉄道に直接支払うこととします。また、通学に係る湊線のダイヤについても具体的な検討を進めております。参考までに、表で登下校時刻の案を掲載していますので後程ご確認ください。最終的には新駅開業を加えたダイヤで令和3年3月に決定することとなりますが、今後、ひたちなか海浜鉄道とさらに調整を進めてまいります。次に13ページ③の湊線の新駅でございますが、駅の名前は、海浜鉄道が決めていくこととなります。新駅の工事は9月頃までに完了し、その後駅前広場の整備を行っていく予定です。④湊線の安全対策につきましては、新駅、既存駅ともに、ハード面の対応として、転落防止策の設置、緊急停止のための通報装置の設置、乗車位置のホーム上への明示、さらには雨よけや監視カメラの設置をはじめとした対策を講じてまいります。また、14ページをお開きいただきまして、ソフト面の安全対策としましては、これまでも行っております「子どもたちの乗車練習」を引き続き実施してまいります。また見守り体制の構築、乗車方法のルール化などについても具体的な検討を進めてまいります。次に15ページでございますが、阿字ヶ浦の「原地区」につきましては、現在も学校まで2.5kmほどあり、小学生は路線バスで登校し、中学生は自転車通学が許可されています。原地区の通学方法も、先ほどの方針に従い、前期課程、後期課程ともに、阿字ヶ浦駅からの湊線利用を基本といたします。原地区と阿字ヶ浦駅との間については、安全性の観点から、自転車通学ではなく、路線バスやスマイルあおぞらバスを活用することとしています。バスと湊線の接続をはじめ、具体的な事項について、今後も調整してまいります。また(3)の通学路につきましては、今後湊線の利用意向を調査して、通学路や通学班の編成を進めるとともに、交通安全施設の設置など通学路の安全対策を実施してまいります。続きまして16ページには、美乃浜学園の学区の地図を掲載しております。各地区の徒歩予定者数や湊線の想定利用者数なども記載しておりますのでご参照ください。

最後に17ページでございますが、「美乃浜学園の開校に向けて」ということで、開校準備のための協議・検討体制などについて記載しています。現在具体的な検討の中心的な組織となっている「開校等準備委員会」と「PTA検討委員会」につきましては、20ページに、それぞれの構成員を掲載しております。地域の代表、保護者の代表、統合対象の学校教職員を中心に、具体的な協議を進めているところです。続きまして18ページでは、学校名が正式に決定しましたことを受け、ご覧のとおり、校歌や校章の制作方針について位置付けております。また、教育活動に必要な制服や教育用品につきましては、保護者の負担が極力生じないよう配慮することを基本に調整を進めてまいります。さらに19ページでございますように、PTA組織や学校事務などについても、具体的な協議を進めているところでございます。

基本計画の内容のご説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

閉会 17:10